

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会パートタイム職員等の 就業及び給与等に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」という。）に雇用されるパートタイム職員の就業及び給与等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規職員 競争試験等により任命された一般職員に属する職員をいう。
- (2) パートタイム職員 第2章に定める手続きを経て本会に雇い入れられた者で、1日、1週間又は1ヶ月の所定勤務時間が正規職員より短いものをいう。

(遵守義務)

第3条 パートタイム職員は、この規則及び業務上の指示命令を遵守し、誠実に職務に従事しなければならない。

第2章 採用及び人事

(採用)

第4条 本会は、パートタイム職員として就業を希望する者より第5条に定める書類を提出させて、選考の上、適当と認めたものをパートタイム職員として採用する。

- 2 パートタイム職員は、採用時において満65歳未満の者とする。ただし、運転業務に従事する者においては、採用時において満70歳未満の者とする。また、会長が特に必要と認めた場合には、この限りではない。
- 3 パートタイム職員の雇用期間は、1年を超えない範囲内で定めるものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、1年を超えない範囲で更新することができる。
- 4 雇用期間の満了後、更新しない場合は、雇用期間満了の日の1か月前までに当該職員に通知するものとする。
- 5 第3項の規定により更新された者のうち、平成25年4月1日以降に開始した契約の通算期間が5年を超える者は、別に定める様式で申し込むことにより、現在の有期労働契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。

(提出書類)

第5条 パートタイム職員として就業を希望する者は、本会の定める書式に従い、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書（3ヶ月以内に撮影した写真を添付）
- (2) 資格証明書等の写し
- (3) 健康診断書
- (4) 個人番号カード表裏面の写し又は通知カードの写し及び当該通知カードに記載される特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）施行規則で定める書類（ただし、対面で本人確認を行う場合は原本を提示する。）
- (5) その他会長が必要と認める書類

（退職）

第6条 パートタイム職員が次の各号の一に該当するときは、退職するものとする。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 雇用期間が満了したとき。
 - (3) 退職希望が承認されたとき。
- 2 期間の定めのない労働契約へ転換した者に係る定年は満65歳、運転業務に従事する者に係る定年は満70歳とし、各年齢に達した日の属する年度の末日をもって退職とする。

（退職手続）

第7条 パートタイム職員が退職を希望する時は、退職希望日の1か月前までにその事由を記載した願書を会長に提出し、退職決定日までは従来 of 業務を継続しなければならない。

（解雇）

第8条 パートタイム職員が次の各号の一に該当するときは、雇用契約期間中であっても解雇することができる。

- (1) 精神又は身体の障害若しくは虚弱、疾病のため医師の診断に基づき業務に耐えられないと認められたとき。
 - (2) 職務を怠ったとき。
 - (3) 勤務成績がよくないとき。
 - (4) 業務の運営に支障をきたす行動又は行為のあったとき。
 - (5) 自己の過失により本会の名を失墜せしめたとき。
 - (6) 刑事事件に関係し起訴されたとき。
- 2 事業活動の縮小により剰員が生じたときは、30日以前に予告するか、又は、1ヶ月の給料を支給して即日解雇することができる。

（事務の引継ぎ）

第9条 パートタイム職員は、解雇、退職又は長期の休暇のときは速やかに、その担当した業務及び書類、物品等を後任者又はこれに代わる者に引き継がなければならない。

(服務)

第10条 パートタイム職員は、本会の定款及び諸規則を遵守し、社会福祉の精神を体し、責任を重んじ、誠実を旨として勤務し、斑鳩町の福祉向上のため、全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

2 パートタイム職員は、勤務時間中は定められた業務に専念しなければならない。ただし、事務局長の許可を得て、公民権等を行使する場合はこの限りでない。

第11条 職員は、番号法等に基づき、法人の個人番号の提供の求め及び本人確認に協力しなければならない。

(セクシュアルハラスメントの禁止)

第12条 性的言動により、他の労働者に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

(職場のパワーハラスメントの禁止)

第13条 職務上の地位や人間関係などの職場などの優位性を背景にした、業務の適正な範囲を超える言動により、他の労働者に精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

(勤務時間及び休憩時間等)

第14条 事務職員及び社会福祉士のパートタイム職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までのうち1日6時間以内とする。

2 上記以外のパートタイム職員の勤務時間は、1週25時間の範囲で、職員と協議し、翌月までに指定する。

3 前項の勤務時間は、業務の都合により変更することがある。

4 パートタイム職員の休憩時間は、午後零時から午後1時までの1時間とする。ただし、業務の都合、その他やむを得ない事情により休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

5 パートタイム職員は、休憩時間を自由に利用することができる。ただし、外出する場合は、事務局長にその旨を告げなければならない。

6 パートタイム職員は、休憩時間中でも緊急の業務に対応できるようにしなければならない。

7 事務職員及び社会福祉士のパートタイム職員は、定刻までに出勤し、自らタイムレコーダーにより、タイムカードに打刻しなければならない。

8 遅刻、早退又は、その他外出しようとするときは、事前に事務局長に承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に連絡できない場合は、事後速やかに届け出なければならない。

(勤務時間外及び休日の勤務)

第15条 業務のため臨時に必要なときは、前条の所定労働時間を超え、又は第16条の所定休日に勤務させることができる。

2 時間外勤務及び休日勤務は、予め事務局長が時間外勤務及び休日勤務命令簿により必要事項を記入してこれを命ずる。

(休日及び休暇)

第16条 休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日(法定休日)

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

(5) 会長が別に定める日

2 パートタイム職員の年次有給休暇は、労働基準法の範囲内で付与する。

3 付与日数は別表1のとおりとする。

4 年次有給休暇は、1日又は半日若しくは1時間を単位として与えるものとする。

5 年次有給休暇を受けようとする者は、事務局長に休暇届を事前に提出しなければならない。この場合において、業務上支障があるときは、事務局長は、その期間及び日を変更させることができる。

6 特別休暇については、別表2に定める基準により付与する。

7 1週25時間未満の勤務となるパートタイム職員については、本条第1項の規定は適用しない。

第4章 給与

(給料)

第17条 パートタイム職員に支給する給料は、別表3に定めるところによる。

2 給料の支給の方法は、事務職員及び社会福祉士にあっては、本会の職員給与規程に定めるところによるものとし、それ以外のパートタイム職員については、1日から末日までの分を翌月の15日に支給する。ただし、支給日が祝日等、日曜日又は土曜日にあたるときは、その前日に近い日に最も近い祝日等、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

(諸手当)

第18条 パートタイム職員に通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当を支給する。支給の方法等については、次項以降に定めるもののほか、本会の職員の給与規程に定めるところによる。

ただし、1週25時間未満の勤務となるパートタイム職員については、次項の定めにより、通勤手当のみを支給する。

- 2 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、又は自転車その他の交通用具を使用し通勤する者に対し、本会職員給与規程第14条に準じて支給する。
- 3 第14条第1項に定める勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた事務職員及び社会福祉士には、勤務時間を超えて勤務した全時間に対し、勤務1時間につき、時間当たりの基本給の額に100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合はその割合に100分の25を加算した割合（次項においても同じ。））を乗じて得た額を支給する。
- 4 所定の休日に勤務した場合は、勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、1時間当たりの基本給の額に100分の135を乗じて得た額を支給する。
- 5 期末手当は、事務職員及び社会福祉士のパートタイム職員に対し、6月1日、12月1日に在職するものに対し、その能力勤務成績等を考慮し、支給する。
- 6 期末手当の支給額並びに在職間に係る支給割合等については、斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例のうち、パートタイム職員の例による。

（欠勤による減額）

第19条 事務職員及び社会福祉士のパートタイム職員が所定の勤務時間に勤務しなかったときは、次の各号に該当する場合を除くほか、その勤務しない1時間につき1時間当たりの基本給額を減額した給料を支給する。

- (1) 1月の欠勤時間が30分未満のとき
- (2) 特別休暇のうち、無給休暇を付与した期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、勤務しないことにつき会長の承認があったとき

（旅費）

第20条 パートタイム職員が職務により出張した場合は、本会職員給与規程に準じ旅費を支給する。

第5章 安全衛生及び災害補償

（安全及び衛生）

- 第21条 パートタイム職員は、常に職場の整理、整頓、美化に努めなければならない。
- 2 パートタイム職員は、火災その他の災害、又は危険の発生があることを知ったとき、及び物品の紛失等異常を認めたときは、臨機の処理をとるとともに、直ちに事務局長に報告しなければならない。
 - 3 事務局長は、パートタイム職員の衛生管理に努め、公衆衛生に留意し、衛生上就業を不相当と認めるパートタイム職員があるときは、医師の認定する期間就業させてはならない。
 - 4 パートタイム職員は、同居人が法定伝染病にかかり、またはその疑いのあるときは、直ちに事務局長にその旨を届け出なければならない。

（健康診断）

第22条 パートタイム職員は、毎年1回本会の指定する健康診断を受けなければならない

い。

- 2 パートタイム職員が本会の指定する健康診断を希望しないときは、他の医師から健康診断に相当する診断を受け、その結果を証明する書面を提出することによってこれにかえることができる。
- 3 前2項の健康診断の結果により、パートタイム職員の健康の保持、並びに疾病予防のため就業の停止、治療、その他の保健衛生上必要な措置をとることができる。

(災害補償)

- 第23条 パートタイム職員が職務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき損害を補償する。
- 2 補償を受けるべきものが、同一の事由について、労働者災害補償保険法による保険給付を受けた場合は、重複して保障しない。

第6章 雑則

(委任)

- 第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

パートタイム職員の年次休暇の基準

短時間労働者の週所定労働時間	短時間労働者の週所定労働日数	短時間労働者の1年間の所定労働日数（週以外の期間によって労働日数が定められている場合）	雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
			6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
30時間以上									
30時間未満	5日以上	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

別表 2

パートタイム職員の特別休暇の基準

	特別休暇を与える場合	期 間
有給休暇	1 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	2 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務することがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	3 地震、水害、火災その他の災害時において、退勤途上における危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	4 忌引	社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会職員就業規則第17条の例による期間
無給休暇	1 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子のパートタイム職員が申し出た場合	出産日までの申し出た期間
	2 女子の嘱託職員が出産した場合	出産日の翌日から8週間を経過するまでの期間(産後6週間を経過した女子のパートタイム職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務につく期間を除く)
	3 生後1年に達しない生児を育てる女子のパートタイム職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳を行なう場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
	4 生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1回につき2日以内で必要と認められる期間
	5 疾病のため療養する必要がある、その勤務することがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間

別表 3

パートタイム職員の給料表

区分		時間給(円)
事務職員		900
社会福祉士		1,300
大型自動車を運転する者	運転業務	1,230
	その他の業務	900
普通自動車を運転する者	運転業務	1,130
	その他の業務	900

様式第1号（第4条関係）

無期雇用契約転換申出書

社会福祉法人 斑鳩町社会福祉協議会長 様

申出日 年 月 日

氏名 _____ (印)

私は、現在の有期雇用契約の契約期間の末日までに通算雇用契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項並びに本会パートタイム職員等の就業及び給与等に関する規則第4条第5項の規定により、期間の定めのない雇用契約(無期雇用契約)への転換を申し込みます。